

雇用に関する助成金

雇用の安定・増大や企業経営の活性化などを図るため、厚生労働省では表1で見るとように各種助成金を用意しています。これらの各種助成金制度は簡単にいうと、「人を雇い入れる」あるいは「労働者が働きやすい環境を作る」など一定の要件を満たせば国からお金がもらえる制度です。雇用保険関係の助成金を利用する際は、次のことに留意してください。

(1) 雇用保険の適用事業所であること

雇用に関わる助成金の多くは、雇用保険料の一部によってまかなわれています。したがって雇用保険の適用事業所であることが前提条件となります。

(2) 取扱い窓口で支給要件等を確認する

助成金によっては、事業や雇用の実施の前に計画書等の提出・認定を求めるものがあります。このような助成金の場合、実施後に申請しても受け付けてもらえません。また、支給要件や支給額は随時改訂されるので、助成金を利用することを検討する際には、まず、公共職業安定所等の取扱い窓口で支給要件や給付内容、スケジュール等を確認する必要があります。

(3) 法定三帳簿等の労働者に関する書類を備え付ける

助成金を申請する際には添付書類を提出しなければなりません。必要な添付書類は助成金によって異なりますが、基本的に次の①～⑤の書類は法律で事業所に備付が義務付けられており申請の際に必要となります。①労働者名簿、②出勤簿、③賃金台帳、④雇用保険適用事業所台帳、⑤雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（①～③は法定三帳簿と呼ばれ、労働基準法で備え付けが義務付けられています。）

(4) 解雇は助成金申請に不利になることがある

助成金の種類にもよりますが、人の雇い入れに関する助成金の場合、雇い入れ以前6か月間に事業主都合による解雇（勧奨退職等を含む。）をしていないことが条件となります。雇用助成金の場合、従業員の解雇は助成金の受給に不利になることが多いので注意が必要です。

表1) 雇用に関する助成金の例

雇用に関するもの（労働者を雇い入れると受給できるもの等）	高齢者の雇用	特定就職困難者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発特別奨励金など
	障害者の雇用	障害者雇用安定奨励金、障害者初回雇用奨励金など
	有期契約労働者を正社員へ転換した場合	キャリアアップ助成金
能力開発にかかるもの（労働者の教育・訓練にかかる費用等を助成するもの）		障害者職業能力開発助成金、キャリア形成促進助成金など
休業・休暇・再雇用に関するもの（事業活動の縮小で労働者を休業させた場合の休業手当の一部を助成するもの等）		雇用調整助成金など
労働環境の整備に関するもの（職場環境を整備した場合に費用の一部を助成するもの等）	障害者の雇用にかかるもの	障害者作業施設設置等助成金、障害者福祉施設設置等助成金など
	雇用環境の整備にかかるもの	両立支援等助成金など
再就職に関するもの（事業活動の縮小で離職を余儀なくされる労働者の再就職援助をする場合に受給できるもの等）		労働移動支援助成金など

表2) 特定就職困難者雇用開発助成金 助成額と助成期間（平成27年5月1日以降の雇入れより適用）

対象労働者（一般被保険者）		支給額		助成対象期間	
		大企業	中小企業	大企業	中小企業
短時間労働者以外	① 高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	50万円	60万円	1年	1年
	② 重度障害者等を除く身体・知的障害者	50万円	120万円	1年	2年
	③ 重度障害者等（※1）	100万円	240万円	1年6か月	3年
短時間労働者（※2）	④ 高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	30万円	40万円	1年	1年
	⑤ 身体・知的・精神障害者	30万円	80万円	1年	2年

（※1） 重度身体・知的障害者、精神障害者、45歳以上の身体・知的障害者

（※2） 週当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満の者